

副 本

令和3年(ワ)第24557号 損害賠償等請求事件

原 告 閲 覧 制 限

被 告 東 京 都

準 備 書 面 (5)

令 和 5 年 4 月 1 4 日

東京地方裁判所民事第25部甲B係 御中

被 告 指 定 代 理 人 加 登 屋



同 河 方 伸



同 船 城 織



同 麻 生 達



被告は、前回期日において、裁判所から、警察官はどのような観点から本件状況があり得ると判断したのか、警察官の認識を明らかにするよう釈明を求められたことから、以下のとおり従前の主張を整理し補充する。

なお、略語については被告の従前の例によることとする。

第1 本件状況に係る事実経過の補充

本件公園における本件状況に係る当事者の説明内容

1 地域課員が聴取した内容

- (1) [] 巡査長らは、[] 公園内で子供同士のけんか口論との 110番通報を受けて本件公園に向かい、午後 1 時 27 分頃から訴外男性及び原告からの事情聴取を行った。
- (2) 訴外男性は、[] 巡査長に対し、滑り台の階段を登っている訴外子を原告娘が引っ張ったりした上、滑り台上のアーチ状の手すり部分にぶら下がり足を振ったので、訴外子に足が当たって階段から落ちそうになった、原告は、訴外子に原告娘の足が当たった状況を見ていなかったと言っているなどと申し立てた。
- (3) [] 巡査長は、原告が日本語を解さない様子を見た訴外通訳者が英語での通訳を申し出��したことから、同人に通訳を依頼し、訴外通訳者を通じて原告の事情聴取を行ったところ、原告は、訴外男性を指し示し、何もやっていないのに訴外男性が怒ってきたなどと申し立てたため、原因について心当たりを尋ねたが、何もしていないから分らないなどと答えるのみであった。

2 生活安全課員が聴取した内容等

- (1) [] 警部補らは、午後 1 時 45 分頃、本件公園に到着後、先着していた [] 巡査長らから事情聴取した内容等について説明を受けた上で、[] 警部補が訴外男性から、[] 巡査部長が原告から、それぞれ事情聴取を行うこととした。
- (2) 訴外男性は、[] 警部補に対し、訴外子が原告娘に胸の辺りを蹴られたこと、今は痣にはなっていないが病院に連れて行くつもりであること、原告

娘が滑り台上のアーチ状の手すり部分にぶら下がって訴外子を蹴り、訴外子が階段から落ちそうになったこと、その後、原告娘が謝りもせず滑り台を滑って滑り台から離れていたので注意すると、原告が原告娘を連れて何も言わずに立ち去ろうとしたため追いかけたことなどを申し立てたことから、

████████ 警部補は、訴外男性に滑り台の場所を案内させた上で、本件状況について更に説明を求めると、訴外男性は、原告娘が、滑り台の階段側の手すり部分をつかんでぶら下がり、前後に体を揺すった際、左右いずれかの足が、階段の上から一段目付近にいた訴外子の胸付近に当たったなどと、滑り台の手すりや訴外子のいた階段部分を指し示し、身振り手振りを交えながら説明したほか、原告は、滑り台近くのベンチに座ってスマートフォンを操作しており、滑り台上の原告娘を見ていなかったこと、原告らを追いかけた状況は本件公園内の図書館の警備員も見ていたことなどを申し立てた（滑り台の外観は乙3号証参照）。

(3) █████ 警部補は、訴外男性から離れた場所にいた訴外男性の妻からも事情聴取を行ったところ、同人は、滑り台近くの砂場の前にあるベンチの横にベビーカーを置いて、ベンチに座って訴外子を見ていたら、滑り台の階段を登っていた訴外子が、滑り台上のアーチ状の手すり部分にぶら下がった原告娘に蹴られた、訴外子の胸に痣等は今は確認できないなどと、訴外男性の申告内容と同様の説明をした。

(4) █████ 巡査部長は、原告と訴外男性間のトラブルの状況等を目撃したと思われる図書館の警備員から目撃状況を聴取しようとしたが、警備員は詳しいことは見ていないから分からないなどと答えた。

████████ 巡査部長は、原告から事情を聴取することとし、訴外通訳者に通訳を依頼して原告から事情聴取を行ったところ、原告は、原告娘が何もしていないのに、訴外男性が滑り台を滑り下りた原告娘を追い掛け、大声で怒鳴ってきたなどと申し立てたことから、原告に対して滑り台での原告娘と訴外子の状況を見ていたのか質問すると、原告は「分からない。」、「電話をしていた。」などと答えた。

(5) [REDACTED] 警部補は、原告が滑り台での原告娘と訴外子の状況について分からぬ旨述べたことから、原告娘からも事情を聞く必要があると認めたが、聴取にあたり日本語での会話が可能か分からなかったため、原告娘に対し「日本語の学校に行っているの？少しも日本語話せないの？」、「君が本当に蹴ったの？」などと質問したが、原告娘からの返答はなかった。

第2 本件状況に対する警察官の認識等

1 本件状況があり得ると認められたこと

[REDACTED] 巡査長ら及び東海林警部補らは、「子供同士のけんか口論」との110番通報を受けて本件公園に臨場し、原告、訴外男性及びその妻から事情を聴取しているところ、訴外男性は、原告とのトラブルについて、上記第1、2、(2)のとおり、本件状況やその後の状況を具体的に説明し、訴外男性の妻も訴外男性と同様の説明をする一方、原告は、滑り台上での原告娘と訴外子の状況は分からぬと述べていたことから、本件状況の有無について調査の必要を認めたものである。この際、[REDACTED] 警部補らは、訴外男性が滑り台を降りてきた原告娘を追い掛けたという事実については、原告と訴外男性の説明は一致していることから、原告と訴外男性との間のトラブルは、原告娘に起因するものであることが推認されたのである。

そして、[REDACTED] 警部補は、訴外男性から受けた本件状況の説明内容について、滑り台上における原告娘及び訴外子の位置関係や状況について具体的であり、特段不自然な点はない上、訴外男性と離れた場所にいた訴外男性の妻の説明内容とも整合することのほか、原告娘及び訴外子の体格、滑り台の構造からすれば、原告娘が滑り台側から上り、滑り台上のアーチ状の手すり部分（階段側）にぶら下がり、体を前後に揺らすことによって振れた足が訴外子の胸付近に当たることもあり得ると考えられ、他に訴外男性の説明を否定する目撃状況等もなかったことから、本件状況が推認されたものの、断定には至らず、事実を明らかにするためには、多数の耳目がある本件公園ではなく警察署において、警視庁本部の通訳員を介した上で、原告らから詳しく事情を聴取する必要がある

と判断し、原告らの承諾を得た上で、原告らを警察署に同行したのである。

2 原告らに再現を求めず警察署において事情聴取したこと違法はないこと

原告は、本件公園において、原告に現場説明をさせたり、原告娘に再現をさせていれば、訴外男性が説明する状況が物理的に実現不可能であったことが判明し、警察署における事情聴取は必要がなかったなどと主張して、本件公園において原告らに現場説明等をさせなかつたことが違法である旨を主張する（原告第2準備書面18及び19ページ、同準備書面36ないし39ページ、原告第3準備書面31ページ）。

しかしながら、上記第1、2、(4)で述べたとおり、原告は、本件公園における事情聴取の際、[REDACTED]警部補らに対し、分からぬ、電話をしていたなどと述べていたのであるから、[REDACTED]警部補らが原告の説明に基づく再現はできないと判断するのは当然のことであるし、日本語を解さない原告らとの間で詳しい事情聴取ができない状況下において、訴外男性の説明に基づいて原告娘に再現を行わせることもできないと認めて、警察署における通訳人を介した事情聴取が必要であると判断したのであり、その場に留まって衆目の中で原告娘の再現を求めるよりも、人目のない署内に場所を移して通訳を介した事情聴取を行う方が原告らにとっての負担も少ないと配慮したものといえるから、その判断に不合理な点がないことは明らかである。

また、上記第2、1のとおり、原告娘や訴外子の体格等のほか、滑り台の構造などからすれば、[REDACTED]警部補において、本件状況の存在が推認されると判断したことにも何ら不合理であるとはいえないことも明らかである。

そして、刑事事件の捜査において、警察官には、当該事実及び証拠関係の下において、いかなる捜査をどのような手段・方法で行うかについては、一定程度の裁量が認められているところ（富山地方裁判所平成27年3月9日判決・判例時報2261号47ページ）、本件状況の調査においても、警察官は、いかなる調査をどのような手段・方法で行うかについて一定程度の裁量を有していると認められるから、[REDACTED]警部補らが、原告らの説明状況から、本件公園において再現等を求ることはできないものと判断し、警察署において詳しい

事情を聴取する必要性を認め、原告らの承諾を得た上で警察署に原告らを同行し、事情を聴取したことに違法な点など認められない。

この点、原告らは、原告娘が、滑り台に滑り台側から登ることも手すりにぶら下がることもできないなどとして、再現をしていれば本件状況が実現不可能であったことを確認できたことを主張するようであるが（原告第2準備書面36ないし39ページ、原告第3準備書面31ページ）、一般的に3歳から4歳の幼児における運動発達の特性として、ぶら下がるなどの体のバランスを取る動きができるようになるとされていることからすれば（乙9号証）、本件状況が物理的に実現不可能であるとはいえないし、本件当日、原告娘が滑り台で遊んでいる状況が認められることからすれば、[REDACTED]警部補らが原告娘に相応の身体能力が備わっていると考えたとしても不自然ではなく、原告の主張を前提にしても、[REDACTED]警部補らの判断が不合理となるものではないから、原告らの主張は失当というべきである。

さらに、原告は、本件状況につき、訴外男性の主張どおりの内容で児童相談所に通告されたなどとして、[REDACTED]警部補らが、訴外男性の言い分を認めさせるために警察署において原告らの事情聴取を行ったことを主張する（原告第2準備書面27ページ）が、[REDACTED]警部補らが、原告らについて、警察署において詳しい事情を聴取する必要があると認めた理由については、上記において既に述べたとおりであり、原告の主張は失当といわざるを得ない。

なお、[REDACTED]警部補らが児童相談所に通告したのは、本件当日における原告らの取扱状況から、原告が日本語に不自由であり、原告娘を日本で育成する上で困難が多いものと解した上、警察署で原告から生活安全相談を受けていたことや、原告娘が心理的虐待を受けていたことを理由として、本件当日以前に児童相談所に通告されていたことなどから、原告が児童相談所職員による家庭訪問や相談を通じて必要な支援を受けることにより、原告娘が心身ともに健やかに生育することができるようとの配慮の下に行われたものであることを付言しておく。

第3 結語

以上のとおり、[] 警部補らが、本件状況があつたものと推認した上で本件トラブルが本件状況に起因したものと考えたことに不自然、不合理な点はなく、本件公園における原告らの説明状況等を踏まえ、警察署において通訳人を介した上で原告らから事情聴取を行ったことに違法がないことは明らかである。